

香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第20号

香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例施行規則（平成14年香川県規則第90号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(循環的な利用に関する協議書)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>循環利用施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「法」という。）第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を除く。）</u>がその周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類</p> <p>(5)～(11) 略</p> <p><u>2 前項の協議をしようとする場合において、循環的な利用を行おうとする県外産業廃棄物が、非常災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）の発生により県外において適正な処理が困難となった県外産業廃棄物（当該非常災害が発生した日から1年以内に排出されたものに限る。以下「特定県外産業廃棄物」という。）である場合は、同項の規定にかかわらず、同項第5号から第8号まで、第10号及び第11号に掲げる書類の提出を省略することができる。</u></p> <p>(循環的な利用等に関する基準)</p> <p>第3条 条例第6条第1項の規則で定める循環的な利用等に関する基準は、次のとおり<u>（前条第2項又は第6条第2項の規定による協議である場合にあっては、第8号及び第9号を除く。）</u>とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 循環的な利用を行おうとする県外産業廃棄物と同種類の県内で生じた廃棄物（<u>法第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。</u>）があ</p>	<p>(循環的な利用に関する協議書)</p> <p>第2条 条例第5条第1項の規定による協議をしようとする者（以下この条において「協議者」という。）は、県外産業廃棄物の循環的な利用に関する協議書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 循環利用施設がその周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類</p> <p>(5)～(11) 略</p> <p>(循環的な利用等に関する基準)</p> <p>第3条 条例第6条第1項の規則で定める循環的な利用等に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 循環的な利用を行おうとする県外産業廃棄物と同種類の県内で生じた廃棄物（<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）</u></p>

る場合にあつては、当該県内で生じた廃棄物の循環的な利用の促進が見込まれること。

(8)～(10) 略

(11) 県外産業廃棄物の循環的な利用が循環型社会形成推進基本法第2条第7項に規定する熱回収である場合にあつては、循環利用施設が法第15条の3の3第1項の認定を受けている施設であり、かつ、熱回収を行おうとする県外産業廃棄物が、再使用又は再生利用が困難なものであること。

(12) 前条第2項又は第6条第2項の規定による協議である場合にあつては、循環的な利用に伴う廃棄物が循環的な利用を行う前の特定県外産業廃棄物に比べ、大幅に体積が減少することが見込まれること。

(循環事業者に係る協議結果通知書に記載する事項)

第4条 条例第6条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 循環事業者が県外産業廃棄物の循環的な利用を行うに当たり遵守すべき事項

(2) 第2条第2項又は第6条第2項の規定による協議である場合にあつては、当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び循環的な利用を行うことができる期間

(3) その他当該循環的な利用が適正に行われるために必要な事項

(循環利用計画の内容の軽微な変更)

第5条 略

(1)～(3) 略

(4) 当該県外産業廃棄物を運搬する者に関する変更又は県外産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該県外産業廃棄物の運搬の経路の変更

(5) 循環的な利用を行う事業場における循環利用業務責任者の氏名又は連絡先の変更

(循環的な利用に関する変更協議書等)

第6条 条例第7条第1項の規定による協議をしようとする者は、県外産業

第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)がある場合にあつては、当該県内で生じた廃棄物の循環的な利用の促進が見込まれること。

(8)～(10) 略

(循環事業者に係る協議結果通知書に記載する事項)

第4条 条例第6条第1項の規則で定める事項は、循環事業者が県外産業廃棄物の循環的な利用を行うに当たり遵守すべき事項その他当該循環的な利用が適正に行われるために必要な事項とする。

(循環利用計画の内容の軽微な変更)

第5条 条例第7条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1)～(3) 略

(循環的な利用に関する変更協議書等)

第6条 条例第7条第1項の規定による協議をしようとする者は、県外産業

廃棄物の循環的な利用に関する変更協議書（第2号様式）に、第2条第1項各号に掲げる書類のうちその内容の変更に係る書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 前項の協議をしようとする場合において、変更に係る県外産業廃棄物が特定県外産業廃棄物であるときは、第2条第2項の規定を準用する。

3 第1項の規定は、特定県外産業廃棄物を第4条第2号の規定により協議結果通知書に記載された期間を超えて循環的な利用を行おうとする場合について準用する。

4 前項の規定により変更協議書を提出する場合にあつては、第2条第2項の規定により省略した書類を添付しなければならない。

5 略

（循環利用計画の内容の軽微な変更の届出）

第7条 略

2 知事は、循環利用協議者が前項の規定による届出をした場合において、当該届出に係る事項が条例第6条第1項に規定する協議結果通知書の記載事項に該当するときは、当該協議結果通知書の書換えを行い、これを交付するものとする。

（立入検査）

第10条 略

2 定期検査は、毎年度1回以上（第2条第2項の規定による協議に係る事業場である場合は、4月ごとに1回以上）行うものとし、臨時検査は、必要に応じて行うものとする。

3・4 略

（県内への搬入に関する協議書）

第12条 条例第13条第1項の規定による協議をしようとする者は、産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。この場合において、当該産業廃棄物を他人に委託して県内に搬入しようとするときは、当該運搬を受託しようとする者（以下「受託予定者」という。）に係る省令第10条の2の許可証の写しその他の受託予定者が当該運搬を業として行うことができる者であることを証する書類を添付しなければならない。

廃棄物の循環的な利用に関する変更協議書（第2号様式）に、第2条各号に掲げる書類のうちその内容の変更に係る書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 略

（循環利用計画の内容の軽微な変更の届出）

第7条 略

2 定期検査は、毎年度1回以上行うものとし、臨時検査は、必要に応じて行うものとする。

3・4 略

（県内への搬入に関する協議書）

第12条 条例第13条第1項の規定による協議をしようとする者は、産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。この場合において、当該産業廃棄物を他人に委託して県内に搬入しようとするときは、当該運搬を受託しようとする者（以下「受託予定者」という。）に係る省令第10条の2の許可証の写しその他の受託予定者が当該運搬を業として行うことができる者であることを証明するに足りる書類を添付しなければならない。

(県外排出事業者に係る協議結果通知書に記載する事項)

第14条 条例第13条第2項において読み替えて準用する条例第6条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 県外排出事業者が産業廃棄物の県内への搬入に当たり遵守すべき事項
- (2) 県内に搬入しようとする産業廃棄物が第2条第2項の規定により循環事業者が協議をした特定県外産業廃棄物である場合にあっては、当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び循環的な利用を行うことができる期間
- (3) その他生活環境の保全のために必要な事項

(県内搬入計画の内容の軽微な変更)

第15条 略

- (1)・(2) 略
- (3) 受託予定者に関する変更又は県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路の変更
- (4) 県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬方法及び当該運搬に伴う生活環境保全のため必要な措置の変更
- (5) 略

(県内への搬入に関する変更協議書等)

第16条 条例第13条第2項において読み替えて準用する条例第7条第1項の規定による協議をしようとする者は、産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定は、特定県外産業廃棄物を第14条第2号の規定により協議結果通知書に記載された期間を超えて県内に搬入しようとする場合について準用する。

3 略

(県内搬入計画の内容の軽微な変更の届出)

(県外排出事業者に係る協議結果通知書に記載する事項)

第14条 条例第13条第2項において読み替えて準用する条例第6条第1項の規則で定める事項は、県外排出事業者が産業廃棄物の県内への搬入に当たり遵守すべき事項その他生活環境の保全のために必要な事項とする。

(県内搬入計画の内容の軽微な変更)

第15条 条例第13条第2項において読み替えて準用する条例第7条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1)・(2) 略

(3) 略

(県内への搬入に関する変更協議書等)

第16条 条例第13条第2項において読み替えて準用する条例第7条第1項の規定による協議をしようとする者は、産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。この場合において、当該産業廃棄物の運搬を委託する者を変更しようとするとき、又は新たに当該運搬を他人に委託しようとするときは、新たな受託予定者に係る第12条後段に規定する書類を添付しなければならない。

2 略

(県内搬入計画の内容の軽微な変更の届出)

第17条 条例第13条第2項において読み替えて準用する条例第7条第5項の規定による届出は、条例第13条第2項において読み替えて準用する条例第7条第1項ただし書の軽微な変更をした日から10日以内に、産業廃棄物の県内への搬入に関する軽微変更届出書（第9号様式）により行わなければならない。この場合において、受託予定者に関する変更があるときは、新たな受託予定者に係る第12条後段に規定する書類を添付しなければならない。

2 知事は、県内搬入協議者が前項の規定による届出をした場合において、当該届出に係る事項が条例第13条第2項において準用する条例第6条第1項に規定する協議結果通知書の記載事項に該当するときは、当該協議結果通知書の書換えを行い、これを交付するものとする。

（循環的な利用に関する協議書等の公表）

第19条 略

1 第2条第1項の県外産業廃棄物の循環的な利用に関する協議書	第2条第1項第1号から第5号までに掲げる書類
2 略	第2条第1項第1号から第5号までに掲げる書類のうちその内容の変更に係る書類
3・4 略	
5 第16条第1項の産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書	第16条第1項に規定する書類

第17条 条例第13条第2項において読み替えて準用する条例第7条第5項の規定による届出は、条例第13条第2項において読み替えて準用する条例第7条第1項ただし書の軽微な変更をした日から10日以内に、産業廃棄物の県内への搬入に関する軽微変更届出書（第9号様式）により行わなければならない。

（循環的な利用に関する協議書等の公表）

第19条 知事は、次の表の左欄に掲げる書類の提出があったときは、遅滞なく、当該書類及びそれぞれ同表の右欄に掲げる書類の内容を香川県環境森林部廃棄物対策課その他知事が適当と認める場所において一般の閲覧に供する方法により公表するとともに、同表の左欄に掲げる書類の内容をインターネットの利用により公表するものとする。

1 第2条の県外産業廃棄物の循環的な利用に関する協議書	第2条第1号から第5号までに掲げる書類
2 第6条第1項の県外産業廃棄物の循環的な利用に関する変更協議書	第2条第1号から第5号までに掲げる書類のうちその内容の変更に係る書類
3・4 略	
5 第16条第1項前段の産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書	第16条第1項後段に規定する書類

第1号様式（第2条関係）

（日本産業規格A列4番）

（第1面）

県外産業廃棄物の循環的な利用に関する協議書

香川県知事

殿

年 月 日

協議者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の〕

〔所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

県外産業廃棄物の循環的な利用を行いたいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第5条第1項の規定により協議します。

循環 利用 計画	循環的な利用の目的			
	循環的な利用の方法		再使用 ・ 再生利用 ・ 熱回収	
	循環的な利用の概要			
	事業場の所在地			
	規則第2条第2項に規定する協議の適用の有無		有 ・ 無	
	県外産業廃棄物	一般的な名称		
		種 類		
		性 状		
		1年当たりの最大取扱量		／年
	県外排出事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名		
住所又は所在地				
排 出 事業場		名 称 所 在 地		
当該県外産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	住所又は所在地			
県外産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該県外産業廃棄物の運搬の経路				

（第2面）

略

第1号様式（第2条関係）

（日本産業規格A列4番）

（第1面）

県外産業廃棄物の循環的な利用に関する協議書

香川県知事

殿

年 月 日

協議者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の〕

〔所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

県外産業廃棄物の循環的な利用を行いたいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第5条第1項の規定により協議します。

循環 利用 計画	循環的な利用の目的			
	循環的な利用の方法		再使用 ・ 再生利用 ・ 熱回収	
	循環的な利用の概要			
	事業場の所在地			
	県外産業廃棄物	一般的な名称		
		種 類		
		性 状		
		1年当たりの最大取扱量		／年
	県外排出事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は所在地		
排 出 事業場		名 称 所 在 地		
当該県外産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	住所又は所在地			
県外産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該県外産業廃棄物の運搬の経路				

（第2面）

略

(第3面)

循 環	再 使 用 又 は 再 生 利 用 の 場 合	再 生 品	種 類	
			性 状	
		1年当たりの 最大製造量	／年	
	再生品の性状に適合する 日本産業規格その他の規 格がある場合には、その 名称及び内容			
	再 生 品 の 利 用 又 は 取 引 の 見 込 み			
利 用	循 環 的 な 利 用 に 伴 い 生 ず る 廃 棄 物	一 般 的 な 名 称	種 類	
			性 状	
		1年当たりの 最大発生量	／年	
		処 分 方 法		
		当該循環的な利用又はそれに 相当する行為の業務経歴		
画	循 環 的 な 利 用 を 行 う 事 業 場 に お け る 循 環 利 用 業 務 責 任 者 の 氏 名 及 び 連 絡 先			
	事 業 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日		
	規則第2条第2項に規定する協議の適用が有る場合			
当該特定県外産業廃棄物に係る非 常災害が発生した日及び地域				
当該特定県外産業廃棄物を香川県 内で循環的な利用を行う理由				
参 考 事 項				

備考

- 1 県外産業廃棄物の性状については、県外産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 その他循環利用施設の維持管理に関する事項については、循環利用施設において異常な事態が生じた場合の連絡体制を含めて記載してください。
- 3 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、第1面及び第3面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

(第3面)

循 環	再 使 用 又 は 再 生 利 用 の 場 合	再 生 品	種 類	
			性 状	
		1年当たりの 最大製造量	／年	
	再生品の性状に適合する 日本産業規格その他の規 格がある場合には、その 名称及び内容			
	再 生 品 の 利 用 又 は 取 引 の 見 込 み			
利 用	循 環 的 な 利 用 に 伴 い 生 ず る 廃 棄 物	一 般 的 な 名 称	種 類	
			性 状	
		1年当たりの 最大発生量	／年	
		処 分 方 法		
		当該循環的な利用又はそれに 相当する行為の業務経歴		
画	循 環 的 な 利 用 を 行 う 事 業 場 に お け る 循 環 利 用 業 務 責 任 者 の 氏 名 及 び 連 絡 先			
	事 業 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日		
	参 考 事 項			

備考

- 1 県外産業廃棄物の性状については、県外産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 その他循環利用施設の維持管理に関する事項については、循環利用施設において異常な事態が生じた場合の連絡体制を含めて記載してください。
- 3 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

第2号様式（第6条関係）

（日本産業規格A列4番）

（第1面）

県外産業廃棄物の循環的な利用に関する変更協議書

年 月 日

香川県知事 殿

協議者 住 所
氏 名
〔法人にあっては、主たる事務所の〕
〔所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

循環利用計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第7条第1項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号		年 月 日	第 号	
変 更 事 項		変 更 前	変 更 後	
循環利用計画の変更の内容	循環的な利用の目的			
	循環的な利用の方法	再使用・再生利用・熱回収	再使用・再生利用・熱回収	
	循環的な利用の概要			
	事業場の所在地			
	規則第6条第2項に規定する協議の適用の有無	有・無	有・無	
	県外産業廃棄物	一般的な名称		
		種 類		
		性 状		
		1年当たりの最大取扱量	／年	／年
	県外排出事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名		
住所又は所在地				
排 出 事業場		名 称		
	所 在 地			

（第2面）

略

第2号様式（第6条関係）

（日本産業規格A列4番）

（第1面）

県外産業廃棄物の循環的な利用に関する変更協議書

年 月 日

香川県知事 殿

協議者 住 所
氏 名
〔法人にあっては、主たる事務所の〕
〔所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

循環利用計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第7条第1項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号		年 月 日	第 号	
変 更 事 項		変 更 前	変 更 後	
循環利用計画の変更の内容	循環的な利用の目的			
	循環的な利用の方法	再使用・再生利用・熱回収	再使用・再生利用・熱回収	
	循環的な利用の概要			
	事業場の所在地			
	県外産業廃棄物	一般的な名称		
		種 類		
		性 状		
		1年当たりの最大取扱量	／年	／年
	県外排出事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は所在地		
排 出 事業場		名 称		
	所 在 地			
当該県外産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	住所又は所在地			
県外産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該県外産業廃棄物の運搬の経路				

（第2面）

略

変更事項			変更前	変更後
循環利用計画の 変更の内容	再生品 再生品の性状に適合する日本産業規格その他の規格がある場合には、その名称及び内容 再生品の利用又は取引の見込み	種類		
		性状		
		1年当たりの最大製造量	/年	/年
		再生品の性状に適合する日本産業規格その他の規格がある場合には、その名称及び内容		
	再生品の利用又は取引の見込み			
循環的な利用に伴い生ずる廃棄物	一般的名称 種類 性状 1年当たりの最大発生量 処分方法	一般的名称		
		種類		
		性状		
		1年当たりの最大発生量	/年	/年
		処分方法		
県外産業廃棄物の種類又は性状を変更する場合にあつては、変更後の循環的な利用又はそれに相当する行為の業務経歴				
変更予定年月日			年 月 日	
変更の理由				
規則第6条第2項に規定する協議の適用が有る場合				
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域				
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由				
参考事項				

備考

- 1 県外産業廃棄物の性状については、県外産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 その他循環利用施設の維持管理に関する事項については、循環利用施設において異常な事態が生じた場合の連絡体制を含めて記載してください。
- 3 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、第1面及び第3面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

変更事項			変更前	変更後
循環利用計画の 変更の内容	再生品 再生品の性状に適合する日本産業規格その他の規格がある場合には、その名称及び内容 再生品の利用又は取引の見込み	種類		
		性状		
		1年当たりの最大製造量	/年	/年
		再生品の性状に適合する日本産業規格その他の規格がある場合には、その名称及び内容		
	再生品の利用又は取引の見込み			
循環的な利用に伴い生ずる廃棄物	一般的名称 種類 性状 1年当たりの最大発生量 処分方法	一般的名称		
		種類		
		性状		
		1年当たりの最大発生量	/年	/年
		処分方法		
循環的な利用を行う事業場における循環利用業務責任者の氏名及び連絡先				
県外産業廃棄物の種類又は性状を変更する場合にあつては、変更後の循環的な利用又はそれに相当する行為の業務経歴				
変更予定年月日			年 月 日	
変更の理由				
参考事項				

備考

- 1 県外産業廃棄物の性状については、県外産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 その他循環利用施設の維持管理に関する事項については、循環利用施設において異常な事態が生じた場合の連絡体制を含めて記載してください。
- 3 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

第3号様式（第7条関係）

（日本産業規格A列4番）

県外産業廃棄物の循環的な利用に関する軽微変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

循環利用計画の内容の軽微な変更をしたので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第7条第5項の規定により届け出ます。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号		年 月 日 第 号	
変 更 事 項		変 更 前	変 更 後
循環利用計画の軽微な変更の内容	循環利用協議者の氏名若しくは名称若しくは住所又は法人にあつては、その代表者の氏名の変更		
	県外産業廃棄物の1年当たりの最大取扱量を減少させる変更	／年	／年
	循環利用施設の設置に関する計画又は維持管理に関する計画の変更		
	県外産業廃棄物を運搬する者に関する変更		
	県外産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該県外産業廃棄物の運搬の経路		
	循環的な利用を行う事業場における循環利用業務責任者の氏名及び連絡先の変更		
変 更 年 月 日	年 月 日		
変 更 の 理 由			
参 考 事 項			

備考 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

第3号様式（第7条関係）

（日本産業規格A列4番）

県外産業廃棄物の循環的な利用に関する軽微変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

循環利用計画の内容の軽微な変更をしたので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第7条第5項の規定により届け出ます。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号		年 月 日 第 号	
変 更 事 項		変 更 前	変 更 後
循環利用計画の軽微な変更の内容	循環利用協議者の氏名若しくは名称若しくは住所又は法人にあつては、その代表者の氏名の変更		
	県外産業廃棄物の1年当たりの最大取扱量を減少させる変更	／年	／年
	循環利用施設の設置に関する計画又は維持管理に関する計画の変更		
	変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由			
参 考 事 項			

備考 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

第7号様式（第12条関係）

（日本産業規格A列4番）

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事 殿

協議者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県 内 搬 入 計 画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は所在地		
		事業場の所在地		
	規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ 無	
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称		
		種 類		
		性 状		
		1年当たりの最大搬入量	／年	
		排出事業場	名 称	
			所在地	
当該産業廃棄物を運搬する者	当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要			
	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	住所又は所在地			

第7号様式（第12条関係）

（日本産業規格A列4番）

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事 殿

協議者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県 内 搬 入 計 画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は所在地		
		事業場の所在地		
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称		
		種 類		
		性 状		
		1年当たりの最大搬入量	／年	
		排出事業場	名 称	
			所在地	
	当該産業廃棄物を運搬する者	当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要		
氏名又は名称及び代表者の氏名				
	住所又は所在地			

(裏面)

県 内 搬 入 計 画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	
	搬入開始予定年月日	年 月 日
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域		
当該特定県外産業廃棄物を県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

(裏面)

県 内 搬 入 計 画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	
	搬入開始予定年月日	年 月 日
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

第8号様式（第16条関係）

（日本産業規格A列4番）

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書

年 月 日

香川県知事 殿

協議者 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

県内搬入計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第2項において読み替えて準用する同条例第7条第1項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号		年 月 日 第 号		
変 更 事 項		変 更 前	変 更 後	
県内搬入計画の変更の内容	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は所在地		
		事業場の所在地		
	規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	
県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	種 類		
		性 状		
	1年当たりの最大搬入量	種 類	／年	／年
		性 状		
	排出事業場	名 称		
		所在地		
	当該排出事業場に業に係る事業及び排出工程の概要			

第8号様式（第16条関係）

（日本産業規格A列4番）

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書

年 月 日

香川県知事 殿

協議者 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

県内搬入計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第2項において読み替えて準用する同条例第7条第1項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号		年 月 日 第 号		
変 更 事 項		変 更 前	変 更 後	
県内搬入計画の変更の内容	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は所在地		
		事業場の所在地		
県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	種 類		
		性 状		
	1年当たりの最大搬入量	種 類	／年	／年
		性 状		
	排出事業場	名 称		
		所在地		
	当該排出事業場に業に係る事業及び排出工程の概要			
当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	住所又は所在地			

(裏面)

県内搬入計画の変更の内容	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ 無	有 ・ 無
変更予定年月日	年 月 日		
変更の理由			
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合			
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域			
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由			
参考事項			

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

(裏面)

県内搬入計画の変更の内容	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路		
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ 無	有 ・ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置		
変更予定年月日	年 月 日		
変更の理由			
参考事項			

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

第9号様式（第17条関係）

（日本産業規格A列4番）

産業廃棄物の県内への搬入に関する軽微変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

県内搬入計画の内容の軽微な変更をしたので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第2項において読み替えて準用する同条例第7条第5項の規定により届け出ます。

協議結果通知書又は直前の 変更協議結果通知書の交付 年月日及び番号		年 月 日 第 号	
変 更 事 項		変 更 前	変 更 後
県内搬入計画の 軽微な変更の内容	県内搬入協議者の氏名 若しくは名称若しくは 住所又は法人にあつて は、その代表者の氏名 の変更		
	産業廃棄物の1年当 たりの最大搬入量を減少 させる変更	／年	／年
	受託予定者に関する変 更		
	県内に搬入しようとする 産業廃棄物の排出事 業場から循環利用施設 までの当該産業廃棄物 の運搬の経路		
	県内に搬入しようとする 産業廃棄物の運搬方 法及び当該運搬に伴う 生活環境保全のため必 要な措置		
	県内搬入業務責任者の 氏名又は連絡先の変更		
変 更 年 月 日	年 月 日		
変 更 の 理 由			
参 考 事 項			

備考 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

第9号様式（第17条関係）

（日本産業規格A列4番）

産業廃棄物の県内への搬入に関する軽微変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

県内搬入計画の内容の軽微な変更をしたので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第2項において読み替えて準用する同条例第7条第5項の規定により届け出ます。

協議結果通知書又は直前の 変更協議結果通知書の交付 年月日及び番号		年 月 日 第 号	
変 更 事 項		変 更 前	変 更 後
県内搬入計画の 軽微な変更の内容	県内搬入協議者の氏名 若しくは名称若しくは 住所又は法人にあつて は、その代表者の氏名 の変更		
	産業廃棄物の1年当 たりの最大搬入量を減少 させる変更	／年	／年
	県内搬入業務責任者の 氏名又は連絡先の変更		
	変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由			
参 考 事 項			

備考 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

附 則
この規則は、令和4年4月1日から施行する。